

白山市赤ちゃんおむつ購入クーポン券取扱店募集要項

1 趣旨

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子育てに必要なおむつを購入することに対し、その一部を助成する白山市赤ちゃんおむつ購入クーポン券（以下「おむつクーポン券」といいます。）の取扱店を、次のとおり募集します。

2 応募資格及び条件

白山市内に店舗を有する小売店等を対象とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者は対象外とします。おむつクーポン券は、白山市内にある店舗での使用に限るものとします。

(1) 次のいずれかに該当する事業者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団の構成員であると認められる事業者又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくはその運営に協力若しくは関与する事業者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の風俗営業に該当する営業を行う事業者又はこれに類する事業者

ウ 法令又は公序良俗に反する事業者

(2) コンビニエンスストア

3 申込方法

白山市赤ちゃんおむつ購入クーポン券取扱店登録申込書（様式第1号）に所定の事項を記入し、別記の申込先及び問合せ先へ持参又は郵送により申し込むものとします。複数の店舗がある場合は、本店で取りまとめて登録が可能です。なお、取扱店登録料は無料とします。

4 申込期限

令和5年5月31日（水）を申込期限とします。なお、郵送の場合は当日消印有効ですが、余裕を持ってご投函ください。

申込期限内に申込手続きを完了した店舗事業所は、市ホームページで公表するとともに、保護者へおむつクーポン券を交付する際に同封する取扱店一覧表に掲載します。

申込期限を過ぎた後も受付はしますが、おむつクーポン券を交付する際に同封する当初の取扱店一覧表には掲載されません。なお、市ホームページでは公表する予定です。

5 おむつクーポン券

- (1) おむつクーポン券は、誕生日と白山市の住民となった日が同一日で、令和5年4月2日以降に出生した児童の保護者に交付します。
- (2) おむつクーポン券は、対象者一人につき額面1,000円券24枚の24,000円を交付します。
- (3) 取扱店は、おむつクーポン券を持参した消費者に対し、令和5年7月1日（土）から券面記載額に相当する商品の販売を行います。おむつクーポン券の使用期限はありません。
- (4) つり銭は出さないものとします。
- (5) おむつクーポン券の使用対象商品は、次のとおりとします。
 - ①紙おむつ
 - ②布おむつ

6 おむつクーポン券の換金

- (1) 取扱店の換金手数料は、無料とします。
- (2) 換金は、口座振込により行うものとします。
- (3) おむつクーポン券の換金を受けようとする取扱店は、翌月10日までに取扱店舗名を記入したおむつクーポン券及び請求書を健康福祉部こども子育て課へ提出してください。
- (4) 市は、その内容を確認し請求書を受理した日から30日以内に、取扱店の登録口座へ入金します。
- (5) 換金請求をすることができる期間は、令和5年7月1日（土）からとします。

ただし、事業の実施状況によりおむつクーポン券の使用期間が変更になったときは、換金請求をすることができる期間も変更する場合があります。

7 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 登録に関し、虚偽又は不正行為をしないこと。
- (2) おむつクーポン券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、経済的負担軽減の趣旨に反する行為をしないこと。
- (3) 正当な理由なくおむつクーポン券の受取を拒否しないこと。
- (4) おむつクーポン券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、おむつクーポン券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。

8 取扱店資格の取消し

市は、取扱店がこの要領の内容に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとします。この場合において、市は、登録の取消しによって生じた損害について、賠償の責めを負いません。

別記（第3項関係）

申込先及び問合せ先

白山市健康福祉部こども子育て課 児童福祉係

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

電 話：076-274-9527 FAX：076-274-9547

メール：kodomo@city.hakusan.lg.jp